

令和2年12月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日(金) 13:30~14:20

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(18名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	向山 清彦
2番	菊島 博文	21番	石川 豊
3番	横内 知恵美	22番	横森 隆次
4番	保坂 耕	23番	横森 孝徳
5番	小澤 和茂	24番	小泉 泰夫
6番	保阪 幸彦	25番	田中 武久
7番	上野 公	26番	石合 榮之
8番	古屋 一光	27番	山本 弘行
9番	河西 孝雄	28番	加賀爪 悦夫
10番	佐藤 安茂	29番	駒井 正一
11番	小澤 辰雄	30番	笹本 勝造(欠席)
12番	小田切 悦男	31番	切刀 茂樹
13番	久保田 豊一	32番	土橋 明
14番	矢崎 良夫	33番	堀川 喜美雄
15番	野田 源一郎(欠席)		
16番	小澤 洋行		
17番	堀川 茂憲		
18番	浅川 節子		
19番	新奥 長生		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	4件
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	8件
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	9件
報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	1件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：早川 洋・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和2年12月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中18名で、定足数に達しております。

次に、韮崎市農業委員会、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、12番 小田切悦男委員、13番 久保田豊一委員をお願いいたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	4件	1,358.16 m ²
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	2件	1,684 m ²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	4件	3,845 m ²
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について	8件	29,729 m ²
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の承認について	9件	14,212 m ²
報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	2件	13,196 m ²
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	1件	4,848 m ²
合計		30件	68,872.16 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、12月7日に山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長・事務局 飯野が出席いたしました。また、12月16日、令和2年度山梨県農業委員会女性委員の会総会に横内委員・浅川委員・事務局 早川が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが4件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人自身の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人自身の希望による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集2ページをご覧ください。今月の農地法4条の許可申請は、2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條榎田、宅地開発による埋蔵文化財試掘調査のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は円野町下円井山際、農家住宅敷地拡張のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をいたします。

申請番号1番：上野委員

申請番号2番：山本委員

（委員より現地調査に基づく説明）

<議長>

報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番・2番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、4件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井宮ノ前、クリーニング工場用地のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町重久、工専用仮設通路のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條南割川原石、一

般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條東割長塚道下、一般個人住宅建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：上野委員

申請番号2番：河西委員

申請番号3番：功刀委員

申請番号4番：堀川（茂）委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の5ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については8件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：20年、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年、再設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：ぶどう、期間：11年、新規設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：ぶどう、期間：10年、新規設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：5年、新規設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：シャインマスカット、期間：20年、新規設定、解除条件付き賃借です。

申請番号7番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：露地野菜、期間：1年、新規設定です。

申請番号8番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：露地野菜、期間：5年、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委 員>

「解除条件付き賃借」とはどのような賃借のことですか？

<事務局>

法人に農地を貸すことを促すという法律により、法人が農地を借りる場合、賃借した農地の耕作ができていない場合は、即、契約を解除できるというものであります。

<議 長>

その他、質問がありますか？

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

<事務局>

議案集の10ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については9件となっております。なお、申請番号4番から9番につきましては、新府地区において桃の苗木を育成する圃場として山梨県農業振興公社で農地を中間保有するものであります。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：田、作物：水稲、期間：

9年11ヶ月です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：田、作物：水稲、期間：9年11ヶ月です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：田、作物：水稲、期間：9年9ヶ月です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）山梨県農業振興公社における中間保有農地（新府地区苗木育成圃場）です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）山梨県農業振興公社における中間保有農地（新府地区苗木育成圃場）です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）山梨県農業振興公社における中間保有農地（新府地区苗木育成圃場）です。

申請番号7番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）山梨県農業振興公社における中間保有農地（新府地区苗木育成圃場）です。

申請番号8番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）山梨県農業振興公社における中間保有農地（新府地区苗木育成圃場）です。

申請番号9番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）山梨県農業振興公社における中間保有農地（新府地区苗木育成圃場）です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・2号についてご説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」が2件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が1件です。議案集は15ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町三之蔵後沢他、相

続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條殿田、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山外輪原、合意解約の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

（質疑なし）

<事務局長>

加賀爪委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<加賀爪委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和2年12月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：早川 洋

○書記：越石 早織